

新潟市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第22号

新潟市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

新潟市消防吏員服制規則（昭和62年新潟市規則第10号）の一部を次のように改正する。

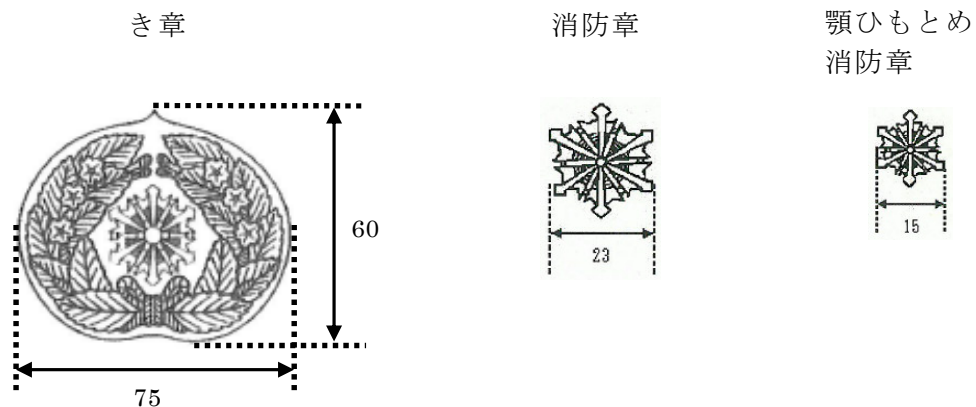
別表冬帽の項中「あごひも」を「顎ひも」に、「ピルボックス型」を「丸天型」に、「帽のまわり」を「帽の周り」に、「腰まわり」を「腰回り」に、「じや腹組」を「蛇腹組」に改め、同表冬服の項中「折りえり」を「折り襟」に、「つけた」を「付けた」に、「つける」を「付ける」に、「つけない」を「付けない」に、「そで章」を「袖章」に、「じや腹組」を「蛇腹組」に、「えり章」を「襟章」に、「左えり」を「左襟」に改め、同表夏帽の項中「あごひも」を「顎ひも」に、「つける」を「付ける」に、「腰まわり」を「腰回り」に改め、同表夏服の項中「台えり」を「台襟」に、「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に、「つける」を「付ける」に、「打合わせを右前上とするほかは、男性」を「男性」に、「えり側」を「襟側」に改め、同表冬アポロキャップの項中「つける」を「付ける」に改め、同表冬活動服の項中「立ち折りえり」を「立ち折り襟」に、「長そで」を「長袖」に、「えり側」を「襟側」に改め、同表冬救急帽の項中「あごひも」を「顎ひも」に、「まわり」を「周り」に、「つける」を「付ける」に改め、同表冬救急服の項中「台えり」を「台襟」に、「長そで」を「長袖」に、「えり」を「襟」に、「つける」を「付ける」に改め、同表夏救急服の項中「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に改め、同表救助服の項中「折りえり」を「折り襟」に、「長そで」を「長袖」に改め、同表防火帽の項中「つける」を「付ける」に、「つけ、あごひも」を「付け、顎ひも」に、「締め金具つき」を「締め金具付き」に、「腰まわり」を「腰回り」に、「のまわり」を「の周り」に、「黒色線」を「黄色線」に改め、同表保安帽の項中「つける」

を「付ける」に、「あごひも」を「顎ひも」に、「腰まわり」を「腰回り」に改め、同表防火衣の項中「一枚えり」を「一枚襟」に改め、同表コート of 項中「折りえり」を「折り襟」に、「つけ、」を「付け、」に、「えりの」を「襟の」に、「つける」を「付ける」に、「そでは」を「袖は」に、「長そで」を「長袖」に、「そで口」を「袖口」に改め、同表ジャンパーの項中「折りえり」を「折り襟」に、「そでは」を「袖は」に、「そで口」を「袖口」に、「水かきつき」を「水かき付き」に改め、同表雨衣の項中「立ちえり」を「立ち襟」に、「つけ、えり」を「付け、襟」に、「つける」を「付ける」に、「そではながそで」を「袖は長袖」に、「そで口」を「袖口」に、「二重そで」を「二重袖」に、「そで及び」を「袖及び」に、「すそ」を「裾」に改め、同表手袋の項中「ゴム製」を「アラミド製」に改め、同表バンドの項中「バンド」を「ベルト」に、「つける」を「付ける」に改め、同表消防手帳の項中「つけ、」を「付け、」に、「つける」を「付ける」に改め、同表図1（2）及び（3）を次のように改める。

（2） 女性



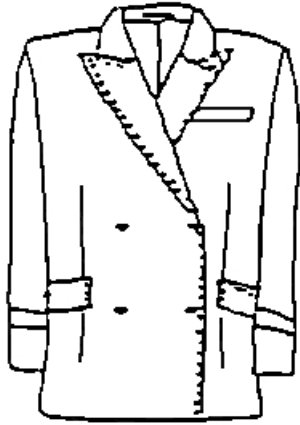
（3） き章等



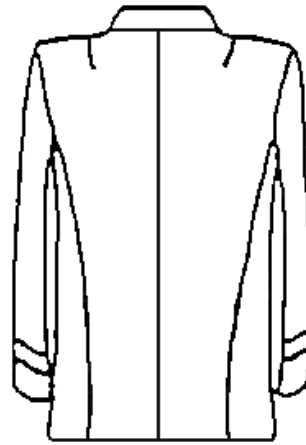
別表図 2 (2) を次のように改める。

(2) 女性

前面



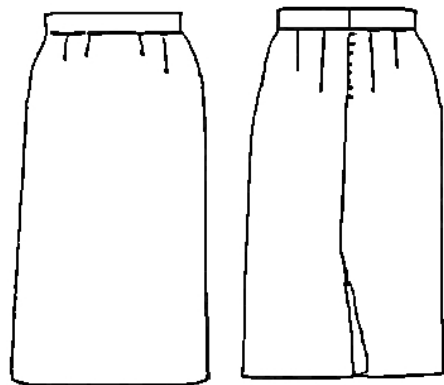
後面



ズボン

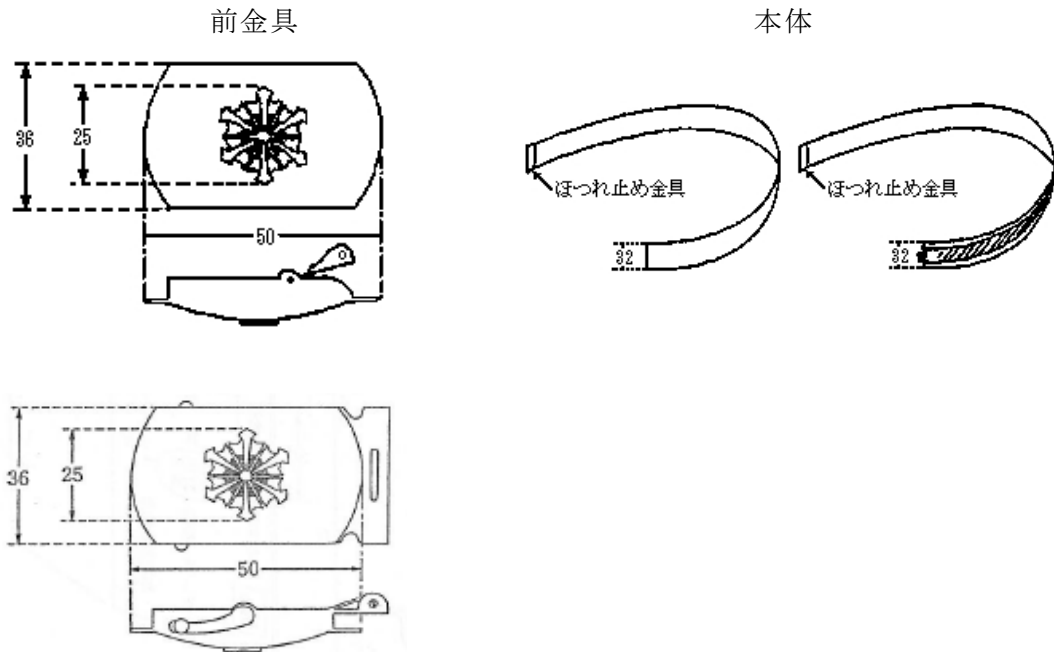


スカート



別表図 2 (6) 中「そで章」を「袖章」に改め、同表図 2 (7) 中「えり章」を「襟章」に改め、同表図 4 (1) 中「長そで」を「長袖」に改め、同表図 4 (2) 中「半そで」を「半袖」に改め、同表図 8 中「あごひも」を「顎ひも」に改め、同表図 1 0 (1) 中「長そで」を「長袖」に改め、同表図 1 0 (2) 中「半そで」を「半袖」に改め、同表図 1 9 を次のように改める。

19 ベルト



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用中の服制については、当分の間、改正後の新潟市消防吏員服制規則の規定による服制とみなす。